

平成 30 年 8 月 3 日

(協) 日本接骨師会保険審査会
担当

健康保険組合
業務課 柔整担当

ご質問に対する回答

日頃は、当組合の業務にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、平成 30 年 7 月 27 日付でご質問のあった件につきまして、下記の通り回答いたします。

記

1. 業務上の負傷との理由で返戻されましたが、患者調査の結果と考えられますが、どのような不正の疑いがあり患者へ照会されたのかご教示願います。

被保険者の方へ照会文書と健康保険が使える場合と使えない場合を説明するためのリーフレットを送付し、負傷原因や負傷部位などを確認することによって第三者行為や労災であるかどうか、健康保険の適用外の受療であるかどうかを確認しております。

2. 健康保険組合において疑義を解消するために十分な調査をし把握に努めるべきのことですが、どのような調査を行い返戻に至ったのかをご教示願います。

被保険者への照会文書の回答を得て、電話確認により、「仕事で重いものを持った時、頸部から腰部にかけて急性の痛みが生じた」と回答があったため。

3. 保険者として正しい支給判断にて業務上の負傷としたならば健康保険適用外であり不支給決定が妥当であると考えますが、不支給決定をしない理由をご教示願います。

貴団体所属の 姿骨院からの療養費支給申請書の負傷の原因欄に「業務災害通勤災害又は第三者行為以外の原因による」とあり、再度精査いただくため、返戻とさせていただきました。

以上